



# いいたてタイムス vol.50

## IITATE TIMES 2015/11/16発行

発行／編集 飯舘村商工会臨時事務所 〒960-1301 福島市飯野町字小平5-1  
TEL024-561-2230 FAX024-561-2231 e-mail: iitate@coral.ocn.ne.jp

当商工会の委託団体、各部会様、青年部・女性部の方々など日ごろのお忙しい中、役員会議や研修など、ご協力・ご参加頂きありがとうございます。

秋の夜長、いかがお過ごしでしょうか。月末には、初霜の季節を迎えます。体調を崩しやすい季節ですので、体を冷やさないようご注意ください。

### ○東京電力(株)からのお知らせ

週2回設置の「賠償相談窓口」を下記の期間お休みさせていただきます。



お休み期間

平成27年12月19日(金)～平成28年1月12日(火)

尚、平成27年12月17日(木)までは、通常通り週2回の設置を致しておりますので、ご利用ください。

年明けの開始日は、来年、平成28年1月14日(木)～設置いたします。

窓口設置は、毎週 火曜日・木曜日 9:00～12:00

### ○マイナンバー制度講習会開催のお知らせ

飯舘村商工会主催で、マイナンバー制度講習会を開催いたします。来年1月から制度スタートされるこの機会に講習会にご参加頂き、各種手続き・管理など理解を深められては如何でしょうか。

日付：平成27年度11月24日(火)

時間：14:00～16:00

場所：飯野町学習センター2F 講義室  
(飯野町字境川19-2)



商工会からご案内した文書  
お読みください。

\*お申し込みは商工会まで。  
11月18日(水)正午までです。

### ○雇用保険制度及び各種助成金に係る事業主説明会のご案内

事業主の皆様を対象に、雇用保険制度及び各種助成金制度等について、公共職業安定所等のご協力を得て、直接、事業主の皆様にご説明致し、より一層の活用を図っていただくとするものです。

1 日時・場所

開催日時	開始時間	会場
12月10日(木)	13:30～	福島県青少年会館
12月17日(木)	13:30～	須賀川市産業会館

2 説明事項

- (1) 雇用保険制度のあらましについて
- (2) 各種助成金制度の内容について
- (3) 労働災害に対する備えについて

各会場とも、開催の10日前まで申し込み可能です。

お申込される方は、飯舘村商工会までお申込みくださいますようお願い致します。



### ○相馬税務署より各種説明会・申告コーナー設置のご案内

相馬市・新地町及び南相馬市以外の町村については、遠隔地に非難されている方の帰還が進んでいない状況であり、被災による避難のため事業を再開できない方が相当数いることから、現在のところ説明会等の開催が見送られていますので、宜しければご参加ください。

・決算説明会(正式な案内は、国税局より11月中旬文書が発送されます)

開催日時	受付時間	説明会	会場
12月7日(月)	09:30 13:00	10:00～12:00 13:30～15:30	相馬市民会館
12月9日(水)	09:30 13:00	10:00～12:00 13:30～15:30	南相馬市民文化会館 ゆめはっと

・確定申告時期における青色申告コーナーを設置します。  
(昨年は2時間のみでしたが、設置時間を延長する予定です。)

設置期間	人員数	従事時間	会場
2月1日(月) ～ 3月11日(金)	1名	9:00～16:00	南相馬市民文化会館 ゆめはっと

## 《実技講習風景》

### ○建設機械等運転技能講習会

通常受講料の半額で受講できる建設機械等運転技能講習会（車両系建機：整地運搬積込み及び掘削用）が、11月9日（月）～13日（金）の5日間の日程で、伊達市の北部日本自動車学校で開催され、受講者の方は、時折の冷たい秋雨ではありましたが、最終日には秋晴になり実技講習に励まれ無事に修了しました。この講習会は、商工会の会員事業所に従事する方を対象としており、運転技能者の需要が震災以降高まっていること、熟練従業員の離職、新規雇用者に有資格者が少ない等の現状に対して、村補助金を活用して実施しております。



個別に取得した方で、下記の条件が満たされた方は補助事業を受ける事が出来ます。是非ご利用ください。

#### 補助対象者

飯舘村商工会の会員事業所に従事する方（事業主・役員・専従者・従業員）で、平成27年4月1日以降に、建設機械等運転技能講習を修了した方

#### 対象講習例

建設業職長・安全衛生責任者教育、刈払機取扱い作業安全衛生教育、玉掛け技能講習、小型移動式クレーン技能講習、フォークリフト運転技能車両系建設機械（整地運搬等）運転、車両系建設機械（不整地運搬等）運転、伐採等の業務に係る特別教育（チェーンソー）、高所作業車運転技能講習 他

#### 対象経費

建設機械等運転技能講習の受講料の2分の1（テキスト代を含む）

詳しくは、商工会までご連絡ください。

### ○福島労働局よりのお知らせ

女性活躍推進法が成立しました！  
女性活躍推進法とは…？

女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体、301人以上の大企業は、（1）自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、（2）その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、（3）自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりません（300人以下の中小企業は努力義務）。

また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。認定マークについては、今後、定める予定です。

福島労働局では、女性の活躍推進に向けた積極的な取り組みを通して、男女がともに働きやすい魅力ある職場作りを進めるためのセミナーを開催されます。

#### ●セミナー内容

- ・女性活用推進及び一般事業主行動計画策定について
- ・女性活躍加速化助成金について
- ・長時間労働是正等の働き方改革について
- ・県内先進企業による取組事例発表
- ・女性活躍推進に関する福島県の取組
- ・改正パートタイム労働法について

\*セミナー終了後、個別相談コーナーを設置

### 参加費無料

開催日時	会場	開催時間	会場
12月7日（月）	いわき	13：30～16：00	いわき新舞子ハイツ （いわき市平下高久字南谷地16-4）
12月8日（火）	会津若松	13：30～16：00	アピオスペース （会津若松市インター西90）
12月11日（金）	福島	13：30～16：30	福島グリーンパレス （福島市太田町13-53）

お申込される方は、飯舘村商工会までお申込みくださいますようお願い致します。

女性の職場における活躍を推進する  
**女性活躍推進法が成立しました！**

【301人以上の労働者を雇用する事業主の義務】  
平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要があります。  
301人以上の労働者を雇用する事業主の届出は、以下の2準備をお願いします。  
① 就業状況、② 労働環境の改善などについて、事業主の意向を説明するための資料を提出してください。

＜ステップ1＞  
自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行ってください。  
① 自社の女性の就業状況（①～④）については必ず把握し、課題分析を行ってください。  
② 就業状況に関する女性比率、③ 労働環境の改善、④ 労働環境に関する女性比率  
※ 就業状況に関する情報は、就業状況調査の結果に基づいて把握してください。  
⑤ 労働環境に関する情報は、就業環境改善計画に基づいて把握してください。  
⑥ 労働環境に関する情報は、就業環境改善計画に基づいて把握してください。

＜ステップ2＞  
行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください  
ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定、登録労働局への届出、労働者への周知、外部への公表を行ってください。  
① 行動計画には、(a) 数値目標 (b) 取組内容 (c) 取組の実施時期を盛り込んでください。  
※ 数値目標は、就業状況調査の結果に基づいて把握してください。  
※ 取組内容は、就業環境改善計画に基づいて把握してください。  
② 就業状況に関する情報は、就業状況調査の結果に基づいて把握してください。  
③ 労働環境に関する情報は、就業環境改善計画に基づいて把握してください。  
④ 労働環境に関する情報は、就業環境改善計画に基づいて把握してください。

＜ステップ3＞  
自社の女性の活躍に関する情報を公表してください  
就業状況に関する情報は、就業状況調査の結果に基づいて把握してください。自社の女性の活躍に関する情報を公表してください。  
※ 就業状況に関する情報は、就業状況調査の結果に基づいて把握してください。  
※ 労働環境に関する情報は、就業環境改善計画に基づいて把握してください。  
① 就業状況に関する情報は、就業状況調査の結果に基づいて把握してください。  
② 労働環境に関する情報は、就業環境改善計画に基づいて把握してください。

